

公設学童クラブの臨時休所の基準

休所基準	時点	学童クラブの対応
以下のいずれかが発表・発令 ①茂原市において大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報のいずれかが発表 ※気象庁が発表 ②茂原市のいずれかの区域で警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報発令 ※茂原市が発令 ③地震発生時、茂原市において震度5強以上が発表 ※気象庁が発表	午前6時の時点で基準に該当した場合	・基準に該当した時点で、臨時休所とします。 ・午前中の早い段階で警報・警戒レベルが解除され、小学校が開業した場合は、安全を確認し、受入態勢が整った時点で開所します。 ・長期休業中の際は、一日臨時休所とし、中途での開所はしません。
	小学校登校後又は学童クラブ登所後に基準に該当した場合	・小学校が保護者引き渡しによる下校の対応をしたときは、学童クラブは臨時休所とします。 ・上記以外については、開所し、児童は学童クラブへ留め置きます。 - ただし、保護者には安全に配慮した上で早めのお迎えをお願いします。 ・長期休業中の際は、保護者には安全に配慮した上で早めのお迎えをお願いします。

※注意事項

1. 休所を決定した際は、各公設学童クラブに連絡するとともに、速やかに保護者にメールで通知します。
2. 休所した場合、民設学童クラブに対してその旨をメールで情報提供します。
3. 上記基準以外であっても、実際の気象状況や施設の被災状況等により休所とする場合があります。
なお、小学校が休業するときは、学童クラブも休所とします。
4. 上記基準に該当した場合でも、実際の気象状況等により休所しない場合もあります。